欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認制度の概要について

経済産業省産業技術環境局
基準認証ユニット相互承認推進室

１．相互承認協定について

相互承認協定（ＭＲＡ）とは、安全確保等を目的として製品に対して設定される技術基準やこれらの基準に適合しているか否かについて評価する手続（適合性評価手続）が、国の間で異なる場合であっても、輸出国側の政府が指定した機関が、輸入国側の基準及び手続に基づいて適合性の評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性の評価と同等の保証が得られるものとして相互に受け入れ、輸入国における適合性評価は実施しないこととする協定をいいます。（参考資料①・②参照。）

ＭＲＡが締結されることにより、従来は輸入国内の適合性評価機関（ＣＡＢ）において輸入国の技術基準への適合性評価を受ける必要があったものが、これを輸出国内で実施することが可能となることから、適合性評価に要する期間やコストの削減が見込まれ、貿易の円滑化につながることが期待されます。経済のグローバル化が進展するなか、国境を越える事業活動を円滑に進めるための環境整備に資するとの観点から、ＭＲＡ は貿易円滑化のための仕組みの一つであると位置づけられております。

２．欧州共同体とのＭＲＡ

日本と欧州共同体（以下「ＥＣ」という。）は、２００１年４月に「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定（以下「日欧ＭＲＡ」という。）」に署名し、同協定は２００２年１月に発効しました。（参考資料③参照。）（注：２００４年５月１日に中東欧１０ヶ国が欧州連合（以下「EU」という。）に加盟し、EU は現在 25 ヶ国（２００７年１月１日以降は２７カ国）で構成されていますが、EU の拡大に伴う日欧 MRA 協定附属書の改正がなされていないため、現在は日本からの輸出に関しては協定の規定上 EU25 ヶ国を対象としているものの、日本への輸入に関しては依然 15 ヶ国のままの状態となっています。）

また、この協定に基づく我が国の義務を履行するとともに、日本国内での ＭＲＡ の的確な実施を確保するため「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律」（以下、「ＭＲＡ 法」という。）が制定され、２００２年 １ 月の協定発効と同時に施行されております。この ＭＲＡ 法の制定により、我が国政府は、EU 加盟各国向けの輸出用機器（通信端末機器、無線機器及び電気製品）について、EU 加盟各国の共通技術基準である“ 欧州議会及び欧州理事会指令（以下「EC 指令」という）に含まれる低電圧指令・EMC 指令・無線機器及び電気通信端末機器指令 ”（参考資料④～⑦参照。）への適合性の評価を行う者を我が国内で認定することができるようになっております。

なお、日欧ＭＲＡにおいては、EU加盟各国への輸出を予定している通信端末機器、無線機器及び電気製品がECの技術基準に適合しているかどうかの評価のほか、化学品及び医薬品の分野においても、日本の化学品の試験施設又は医薬品の製造施設が適切な設備と人員を備え、適切に運営され、もって化学品又は医薬品が品質基準を満たした形で試験又は製造されることを確保するための基準に適合しているかの評価を、ＥＵ加盟各国へ輸出する際には我が国内のみで行い、それをＥＵ加盟

各国は受け入れ、ＥＵ加盟各国内においては同様の評価を省略することが可能になっております。

３．シンガポールとの MRA

日欧 MRA が発効した２００２年の１月、日本とシンガポール両国は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（うち、相互承認部分は第６章。（以下「日シンガポール MRA」という。））に署名、同年 11 月に同協定が発効しております。この協定には、関税や通関手続きに関する規定の他、MRA に関する規定（第 6 章：相互承認）も盛り込まれており、日欧 MRA に続き、シンガポールとの間においても、相互承認を実施することとなりました。（参考資料⑧参照。）これに伴い我が国政府は、日欧 MRA と同様にシンガポールとの MRA に関する義務を履行するとともに、同国との間での相互承認を円滑に行うため、先に制定した MRA 法の改正を行い、当該法の名称を「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」に変更するとともに、その内容についても、日欧 MRA だけではなく、日シンガポール MRA についてもカバーする内容にしております。

シンガポールとの MRA では、シンガポールへの輸出を予定している通信機器についてはシンガポールの電気通信法等に定める技術基準に適合しているか、また、電気製品については、消費者保護（表示及び安全要件）法等に定める技術基準に適合しているかどうかの評価がその対象となっており、日欧 MRA と同様にこれらの品目について、我が国において適合性の評価を実施する機関を指定することが可能となっております。（参考資料⑨及び⑩参照。）

シンガポール国内においては、適合性証明書の交付を受ける者は規制対象製品を上市するシンガポールの登録事業者となっており、他社（他者）へ当該証明書を譲渡してはならないこととなっております。

しかし、日シンガポールＭＲＡの運用において、日本の経済産業省とシンガポールのＳＰＲＩＮＧ（生産性標準庁）との間の特例手続きとして適合性証明書の譲渡が可能になっております。適合性証明書の譲渡を行う場合、適合性証明書本体に譲渡を認める旨のサイドレターを添付することとなっています。（参考資料⑪参照。）

４．我が国における登録適合性評価機関

（１）EU 加盟各国への輸出に係る登録適合性評価機関

EU 加盟各国への電気製品の輸出に関しては、EC における電気製品の電磁両立性（Electromagnetic Compatibility）に関する基準を定める“ EMC 指令（欧州共同体の電磁両立性に関する指令）”への適合性の評価を行う機関として、（財）日本品質保証機構が２００２年 11 月 13 日付けで登録されていましたが、２００６年８月７日を以て本事業を廃止しており、新たに、（株）ユーエルエーペックスが２００６年３月１４日付けで登録されています。

電気製品の安全要件に関する基準である“ 低電圧指令 ”への適合性の評価については、（財）日本品質保証機構が２００３年１０月２２日付けで登録されています。（我が国で適合性評価が可能な製品については、参考資料⑫及び⑬を参照。）

（２）シンガポールへの輸出に係る登録適合性評価機関

シンガポールへの電気製品の輸出に関しては、同国における電気製品に関する基準を定める“ 消費者保護（表示及び安全要件）法 ”等への適合性の評価を行う機関として（財）日本品質保証機構が２００４年 2 月 13 日付けで登録されていましたが、２００６年１０月２３日を以て本事業を廃止しております。

５．登録適合性評価機関を利用することによるメリット

日本から外国に電気製品を輸出する際には、輸出先の基準に合致させて製造し、輸出先の技術基準に合致していることの証明書とともに輸出する必要があります。通常これらの評価は、輸出先の国の適合性評価機関に直接又はこれらの適合性評価機関の試験代行機関を通じて依頼し実施するのが一般的です。

しかし、直接依頼する場合には、製造業者又は輸出業者は、輸出先の国内で適当な機関を探し出し、そこに製品のサンプルを輸出し、適合性の評価を受け、同機関の発行する適合性証明書を日本に送ってもらい、この証明書とともに製品を輸出するという煩雑な手順が必要となります。加えて、国内の試験代行機関を通じて依頼する場合においても、最終的な評価は現地の適合性評価機関において行う必要があるため、日本から両地域への試験データの送付や証明書の返送が必要となります。また、これらの交渉や連絡を現地の言葉で行う事も必要であり、新たに輸出を開始しようとする方や中小企業にとっては負担となっています。

一方、MRAを締結したEU加盟国及びシンガポールへの輸出については、これらの適合性評価を輸出先国の機関ではなく、我が国の適合性評価機関が実施することが可能なことから、輸出に必要な時間やコストの削減、日本語ですべて対応可能であるなどのメリットを享受できることとなります。従って、既にこれらの国に輸出を自ら行っている企業に限らず、今後輸出を計画している企業やこれらの役割を担っておられる国内の商社の方にとってもメリットがあるものと考えております。（参考資料⑭～⑰参照。）

６．問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット相互承認推進室
〒100-8901　東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
TEL：03-3501-9473　　FAX：03-3580-8598

７．登録適合性評価機関の問い合わせ先

（財）日本品質保証機構
安全電磁センター　東京都世田谷区砧 1-21-25
ＴＥＬ：03-3416-5551　　ＦＡＸ：03-3416-5561
北関西試験センター　大阪府箕面市石丸 1-7-7
ＴＥＬ：072-729-2243　　ＦＡＸ：072-728-6848
（株）ユーエルエーペックス
三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６
ＴＥＬ：0596-24-6717　　ＦＡＸ：0596-24-8020

８．関連資料

MRA 関連のその他の資料は、以下のホームページからも入手できます。

経済産業省／相互承認インデックス：相互承認制度の解説や適合性評価機関の紹介
（http://www.meti.go.jp/policy/conformity/mrarenew/MRindex.htm）
外務省／日・欧相互承認ホームページ：協定の仕組みや協定本文・関係法令
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/s_kyotei/index.html）
外務省／日シンガポール経済連携協定：協定本文
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/index.html）

＜参考資料①＞

政府間相互承認の基本的なコンセプト

①

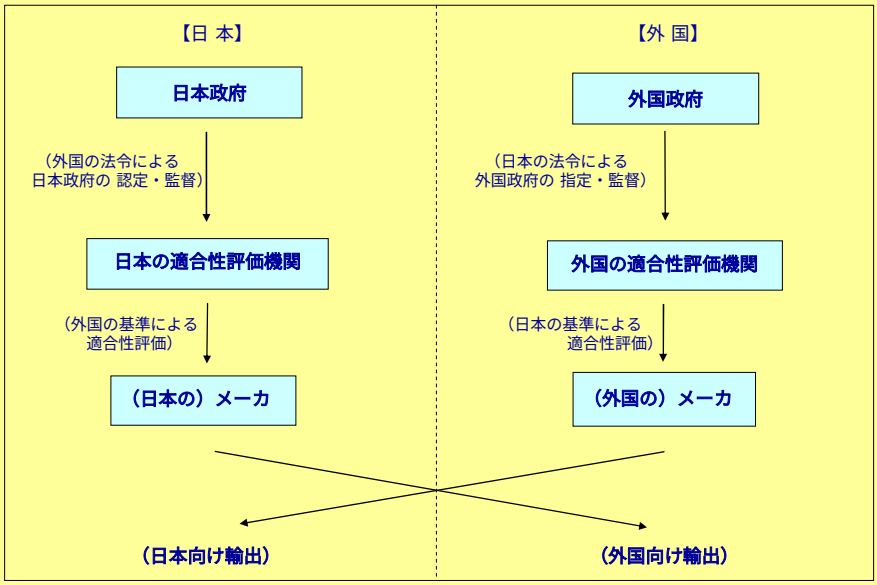

注：日本政府がMRA法に基づいて行う指定は、“ 認定 ”という。

1

＜参考資料②＞

我が国が締結している 政府間相互承認協定の概要

②

欧州共同体及びシンガポール共和国との間で相互承認協定を締結

輸出国の当局が指定した適合性評価機関（第三者認証機関等）が、輸入国で要求される基準及び手続に基づいて適合性評価（認証等）を行った場合、その結果を輸入国が受け入れるというもの。

⇒ 輸入国で要求される適合性評価の手続き（又はその一部）を輸出国内で実施可能とすることにより、適合性評価に要する期間やコストの削減を図り、貿易の円滑化に資する。

対象分野：日－欧 州 共 同 体：電気製品, 無線・通信端末機器, *化学品, 医薬品*
日－シンガポール：電気製品, 無線・通信端末機器

青字正字体：認証結果の受入れ
黒字斜字体：テストデータ等の受入れ

2

＜参考資料③＞

欧州との政府間相互承認

③

日欧相互承認協定（日欧ＭＲＡ）

- **２００２年1月1日発効**
- **対象分野**
  - 電気製品（EMC指令・低電圧指令／電気用品安全法）
  - 無線・通信端末機器（R&TTE指令／電波法・電気通信事業法）
  - 化学品GLP、医薬品GMP
- **適合性評価機関**

＜日本国内＞

- （財）日本品質保証機構＜電気製品＞
- （株）ユーエルエーペックス＜電気製品、無線・通信端末機器＞
- （財）テレコムエンジニアリングセンター＜無線・通信端末機器＞

＜EU域内＞

- TELEFICATION B.V.（蘭）＜無線・通信端末機器＞
- CETECOM ICT Services GmbH（独）＜無線・通信端末機器＞
- BABT（英）＜無線・通信端末機器＞
- Phoenix Testlab GmbH（独）＜無線・通信端末機器＞

3

＜参考資料④＞

電磁両立性（EMC）指令について（1）
（89／336／EEC）

④

（EMC指令第4条）

以下の基準を満足するよう製造されなければならない。

a) 当該装置によって発生される電磁妨害が、無線機器及び通信機器並びにその他の装置が意図されたとおり使用できる水準を超えないこと

b) 当該機器が、意図されたとおり使用できるだけの適切な水準の本質的な妨害排除能力を有していること

基本的な防護要求事項を附属書に規定

4

＜参考資料⑤＞

電磁両立性（EMC）指令について（2）
（89／336／EEC）

⑤

防護要求事項
（EMC指令附属書3　基本的な防護要求事項の実例一覧表）

装置によって生じる最大の電磁妨害が、特に下記の装置の使用を妨げてはならない。

a) 家庭用のラジオ及びテレビ受信機
b) 産業用の製造機器
c) 移動無線機器
d) 移動無線及び商用無線電話機器
e) 医療用及び科学用装置
f) 情報技術機器
g) 家庭用装置、家庭用電子機器
h) 航空機用及び船舶用無線装置
i) 教育用電子機器
j) 通信ネットワーク及び装置
k) ラジオ及びテレビ放送用送信機
l) 電灯及び蛍光灯

特に上記 a)から l)までの装置は、当該装置により生じる妨害のレベルが第７条に規定する規格（整合化規格）に適合することを考慮しつつ、装置が使用されることが想定される通常の電磁両立性環境下において適切なレベルの電磁妨害排除性能を有し、妨害を受けずに操作が行えるよう製造されなければならない。

装置が意図した用途に従って使用できるように、装置に添付される取扱説明書に適切な情報が記載されなければならない。

5

＜参考資料⑥＞

低電圧指令について
（73／23／EEC）

⑥

（低電圧指令附属書1）
特定の電圧限度内で使用するよう設計された電気機器に対する安全に係る目的についての基本的要素

１．一般的要求事項

a)　電気機器の主要な特性、用途及び機器を安全に使用するための遵守事項は、機器に表示されなければならない。ただし、これが不可能な場合は、機器に添付してもよい。
b)　生産者名、社標又は商標が明確に電気機器に表示されているべきである。ただし、これが不可能な場合は、包装に表示してもよい。
c)　電気機器及びその構成部品は、安全に組み立てられ、接続できるように製造されているべきである。
d)　電気機器が用途どおり使用され、適切に維持されている限りにおいて、2.及び3.に規定する危険性から保護されるように設計され、製造されているべきである。

２．電気機器自体に起因する危険性からの保護

（電気機器に係る）技術的な側面は、以下の事項を確保するために、1.に従って説明されるべきである。
a)　人及び家畜が、直接、間接を問わず、電気的接触による危害又は障害から適切に保護されること。
b)　危険を及ぼす温度、放電又は放射を発生しないこと。
c)　人、家畜及び財産が、経験上明らかになっている非電気的危険から適切に保護されること。
d)　想定できる事態に対して絶縁が適切であること。

３．電気機器に対する外部要因に起因する危険性からの保護

以下の事項を確保するための技術的手段が、1.に従って講じられるべきである。
a)　人、家畜及び財産に危険を及ぼさないよう、所与の機械的強度を有していること。
b)　人、家畜及び財産に危険を及ぼさないよう、想定できる環境条件下で非機械的要因への耐久性を有していること。
c)　人、家畜及び財産に危険を及ぼさないよう、想定できる過負荷条件下での耐久性を有していること。

6

＜参考資料⑦＞

EC指令の対象製品 ⑦

- EMC指令
  すべての電気・電子装置（電気・電子構成部品を内蔵する機器及び設備を含む）
- 低電圧指令
  交流：50～1000V、直流：75～1500Vの定格電圧で使用するよう設計されたあらゆる機器
- R&TTE指令
  無線機器又は通信端末機器のあらゆるもの

7

＜参考資料⑧＞

シンガポールとの政府間相互承認 ⑧

□ 2002年11月30日発効
□ 対象分野
- 電気製品（シンガポール消費者保護法／電気用品安全法）
- 無線・通信端末機器（シンガポール情報通信開発庁法／電波法・電気通信事業法）

□ 適合性評価機関
＜シンガポール国内＞
- PSB Corporation Pte Ltd＜電気製品＞

8

＜参考資料⑨＞

シンガポール消費者保護法の概要 ⑨

何人もあらゆる取引や事業の経過において、次の場合を除き、あらゆる規制品目の供給又は広告をしてはならない。

- □ 規制品目が安全当局により明記された安全要件に適合した登録済規制品目である。
- □ 規制品目に規定された安全表示が添付されていること。

9

＜参考資料⑩＞

シンガポール法令に係る対象製品 ⑩

- 消費者保護(表示及び安全要件)法(CP Act)
  同法及び消費者保護規則に規定される規制品目（controlled goods） ４１品目
  － ACアダプター、エアコン、冷蔵庫、調理器具、AV機器 等
- シンガポール情報通信開発庁法(IDA Act)
  電気通信機器承認手引のAnnex１A(通信端末機器)及びAnnex１B(無線機器)に掲載されている機器
  － ADSLモデム、携帯電話 等

10

＜参考資料⑪＞

シンガポール適合証明書及び譲渡書 ⑪

適合性証明書

譲渡書

17

＜参考資料⑫＞

我が国で適合性評価が可能な電気製品 ⑫
（EU加盟国向け）

- **EMC指令関連**

（（株）ユーエルエーペックス）

- 住宅環境用、商業環境用及び軽工業環境用電気製品
- 工業環境用電気製品
- 個別の整合化規格がある電気製品のうち、警報システム計測用機器、放送受信機及びその関連機器、家庭用電気機器及び電動工具、情報技術機器
- その他機器（産業、科学及び医療用無線周波機器、低電圧電源装置（直流出力）等）

11

＜参考資料⑬＞

我が国で適合性評価が可能な電気製品（EU加盟国向け）

⑬

・**低電圧指令**

（(財) 日本品質保証機構）

・家庭用電気機器
・計測用機器
・情報技術・事務機器
・安全変圧器
・娯楽用機器

12

＜参考資料⑭＞

相互承認協定（MRA）の効果（1）

⑭

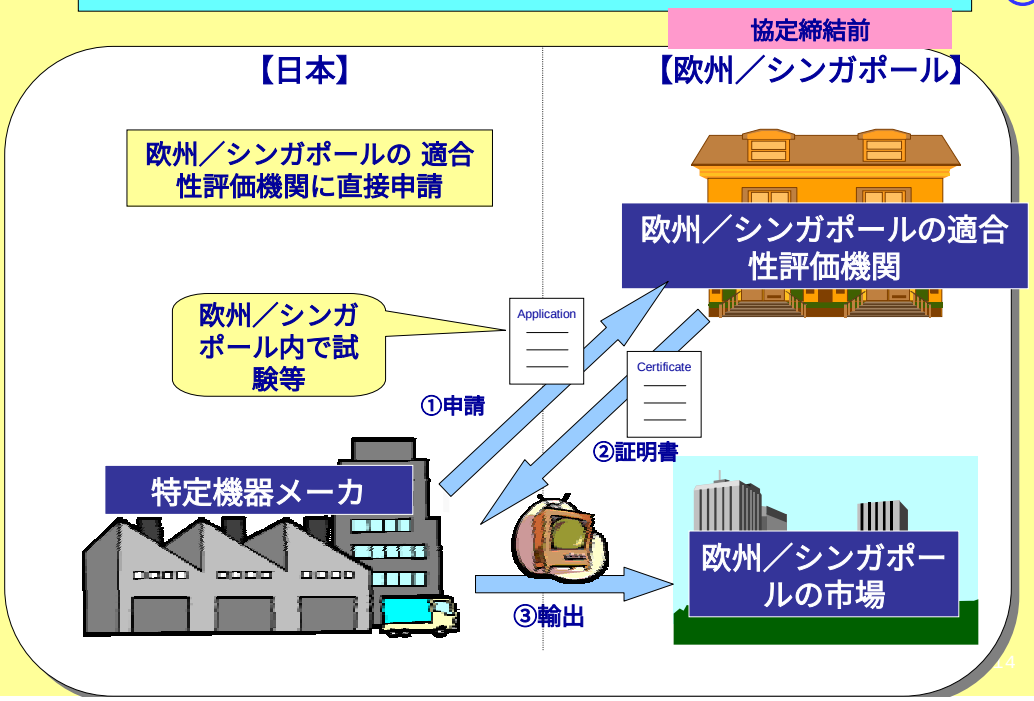

14

＜参考資料⑮＞

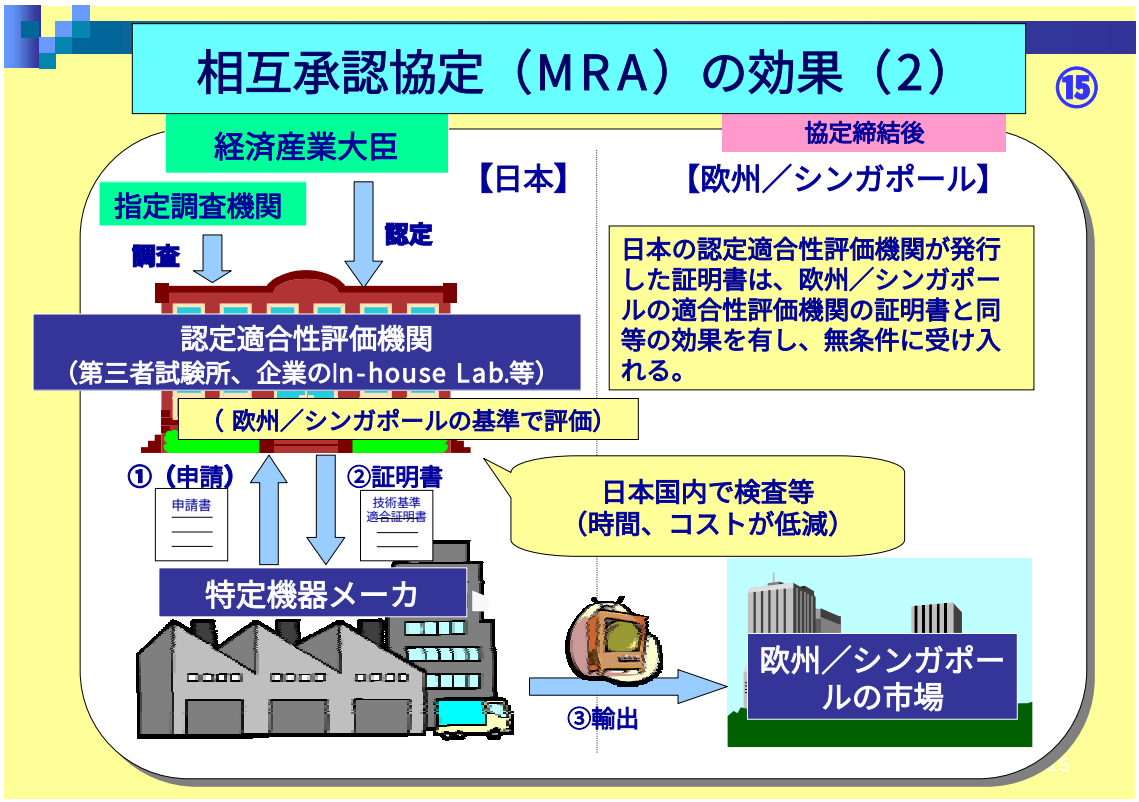
相互承認協定（MRA）の効果（2）
⑮
経済産業大臣
協定締結後
【日本】
【欧州／シンガポール】
指定調査機関
調査
認定
認定適合性評価機関
（第三者試験所、企業のIn-house Lab.等）
（ 欧州／シンガポールの基準で評価）
日本の認定適合性評価機関が発行した証明書は、欧州／シンガポールの適合性評価機関の証明書と同等の効果を有し、無条件に受け入れる。
①（申請）
申請書
②証明書
技術基準適合証明書
日本国内で検査等
（時間、コストが低減）
特定機器メーカ
③輸出
欧州／シンガポールの市場

＜参考資料⑯＞

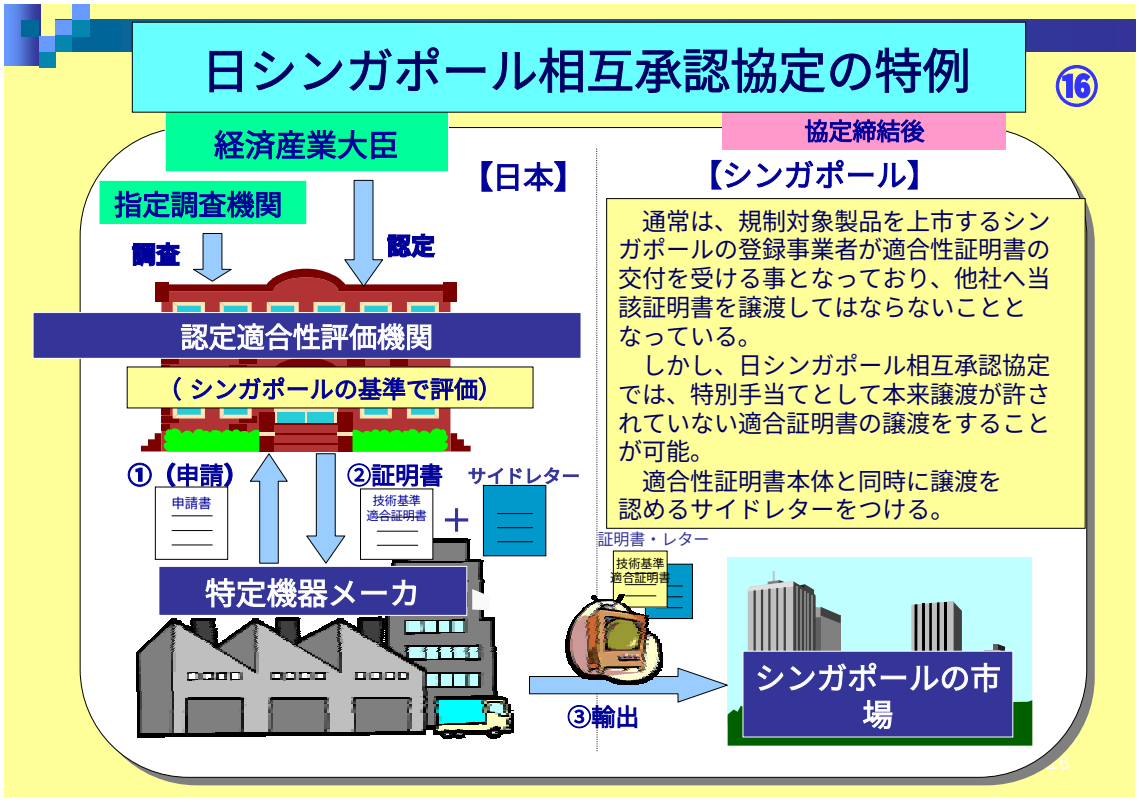
日シンガポール相互承認協定の特例
⑯
経済産業大臣
協定締結後
【日本】
【シンガポール】
指定調査機関
調査
認定
認定適合性評価機関
（ シンガポールの基準で評価）
通常は、規制対象製品を上市するシンガポールの登録事業者が適合性証明書の交付を受ける事となっており、他社へ当該証明書を譲渡してはならないこととなっている。
しかし、日シンガポール相互承認協定では、特別手当てとして本来譲渡が許されていない適合証明書の譲渡をすることが可能。
適合性証明書本体と同時に譲渡を認めるサイドレターをつける。
①（申請）
申請書
②証明書
技術基準適合証明書
サイドレター
証明書・レター
特定機器メーカ
③輸出
シンガポールの市場

＜参考資料⑰＞

⑰

登録適合性評価機関を利用することによるメリット

- 輸入国内の適合性評価機関を探す必要がない
- 輸入国に製品のサンプル／試験データ等を送る必必要がない
- 日本語の対応が可能

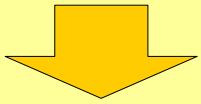

必要な時間とコストの削減

18